

## 事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 医療政策課	猪股 慎太郎
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課(室)	地域保健推進課、薬務行政室、国保・健康増進課、障害福祉課、消防保安室	
事業群名	① 医療提供体制の構築-2 (医療提供体制の構築)	令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	866,922

### 1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)				(取組項目)																																						
人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。				i ) ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化 ii ) ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指標</th> <th>基準年</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>最終目標(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業群 地域で必要な医療機能(回復期機能)の整備率</td> <td>目標値①</td> <td></td> <td>60%</td> <td>70%</td> <td>80%</td> <td>90%</td> <td>100%</td> <td>100% (R7)</td> </tr> <tr> <td>実績値② (R元)</td> <td>43%</td> <td>39%</td> <td>40%</td> <td>41%</td> <td>算定中</td> <td></td> <td>進捗状況</td> </tr> <tr> <td>達成率 ②/①</td> <td></td> <td>65%</td> <td>57%</td> <td>51%</td> <td>—</td> <td></td> <td>遅れ</td> </tr> </tbody> </table>				指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	事業群 地域で必要な医療機能(回復期機能)の整備率	目標値①		60%	70%	80%	90%	100%	100% (R7)	実績値② (R元)	43%	39%	40%	41%	算定中		進捗状況	達成率 ②/①		65%	57%	51%	—		遅れ	<p>(進捗状況の分析)</p> <p>本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目標すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定し、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用して各種取組を進めてきた。</p> <p>回復期機能の病床数は、病院再編等に伴い令和2年度に一旦大きく減少した後、徐々に増加しているが、目標値は下回っている。一方で、全国的に病床機能は医療機関の判断によるものであるため、必ずしも実態を正確に表していないという指摘もあり、地域ごとに現状を詳細に把握、分析することが必要となっている。</p> <p>現行の構想が目標としてきた2025年を迎え、国では新たに2040年に向けた新たな地域医療構想の検討が進められており、こうした国の動向も注視しながら、引き続き地域の関係者と連携し必要な医療体制の確保に取り組んでいく。</p> <p>※地域で必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。</p>				
指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)																																		
事業群 地域で必要な医療機能(回復期機能)の整備率	目標値①		60%	70%	80%	90%	100%	100% (R7)																																		
	実績値② (R元)	43%	39%	40%	41%	算定中		進捗状況																																		
	達成率 ②/①		65%	57%	51%	—		遅れ																																		

### 2. 令和6年度取組実績(令和7年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和6年度事業の成果等				
				R5実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R5目標	R5実績	達成率					
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業(公共、研究等)	他の評価対象事業	R6目標	R6実績	R7目標	事業対象									
所管課(室)名	事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業(公共、研究等)													
取組項目i	○	1	ドクターヘリ運営事業費	314,558	195,642	3,830	●事業内容 患者の救命率向上や重い後遺症を防ぐため、ドクターヘリを運航する。 ●実施状況 消防本部等からの要請によりドクターヘリを出動させ、救急患者に対して救急現場及び搬送中に適切な処置・治療を行い、救命率の向上や後遺症の軽減を図った。	【活動指標】 救急患者搬送件数(件)	数値目標なし	712	—	●事業の成果 ・消防本部等から966件の要請があり、720件出動。出動できなかった事例は天候不良71件、別件出動中155件、時間外17件、要請側からのキャンセル等3件。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ドクターヘリを使った救急患者搬送を行うことで、救命率の向上や後遺症の低減を図ることともに医療機関の連携にも寄与した。 ・出動要請に応えた割合については、「別件出動中」で出動できない件数が116件から155件に増加した。今後、ドクターヘリの2機体制により、改善を図っていく。				
			H18-	—	—	—	—	【成果指標】 出動要請に応えた割合(%)	数値目標なし	79	—					
			医療政策課	—	—	—	救急患者	数値目標なし	75	—	数値目標なし					

取組項目	2	保健医療対策費	4,907	4,446	1,532	<p>●事業内容 長崎県の総合的保健医療対策の推進を図る。</p> <p>●実施状況 各医療圏において、医療計画の進捗等を協議するための会議を開催するなど、長崎県の総合的保健医療対策の推進を図った。</p>	【活動指標】 検討対象とする疾患数（件）	5	5	100%	●事業の成果 ・必要な事項について十分に協議・検討できた。 ・地域の医療提供体制の充実・強化に寄与した。
			6,613	6,010	1,577		5	5	100%		
			6,379	5,434	1,576		5				
		H16-	—	—	—						
		医療政策課	—	—	—	県民					
	3	第二次救急医療体制整備費	113,318	58,945	3,830	<p>●事業内容 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等の医療を確保するため、病院群輪番制病院等に対する支援を行い、二次救急医療体制の確保を図る。</p> <p>●実施状況 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等に対する二次救急医療機関等に対して、運営費や施設・設備整備に係る補助を行った。</p>	【活動指標】 施設・設備整備に対する補助件数（件）	6	5	83%	●事業の成果 ・病院群輪番制病院や救急医療協力病院等により二次救急医療提供体制が確保された。 ・県内の二次救急医療体制の確保に寄与した。
			125,917	51,923	3,943		5	7	140%		
			187,580	50,884	3,940		7				
		S63-	—	—	—						
		医療政策課	—	—	—	医療機関					
	4	広域災害・救急医療情報システム費	12,848	8,106	1,532	<p>●事業内容 災害医療・救急医療情報システムの円滑な運営を行い、県内の災害・救急医療体制の充実を図る。</p> <p>●実施状況 災害医療・救急医療に関する情報システム等を整備することにより、災害時・救急時の医療を確保した。</p>	【活動指標】 救急医療情報利用機関数（件）	55	55	100%	●事業の成果 ・多くの県民が救急医療情報システムを利用し、在宅当番医の情報を得ることができている。また、広域災害救急医療情報システムの周知により、災害時において医療機関や市町等が負傷者数等必要な情報を入力・閲覧し、情報共有できる体制が整備されている。 ・災害時・救急時の医療体制の確保に寄与した。
			17,490	12,319	1,578		55	55	100%		
			16,869	10,329	1,577		55				
		H11-	—	—	—						
		医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、医師会、保健所、市町、県民					
	5	持続可能な医療体制確保事業	11,964	5,089	3,830	<p>●事業内容 地域偏在などの課題が顕在化している救急医療について、将来にわたり持続可能な医療提供体制の構築を図るために、実態調査を踏まえた検討・取組を行う。</p> <p>●実施状況 救急医療実態調査を行い、将来の救急医療需要の予測分析を行った。 救急医療情報システムを再構築し、救急医療施設の救急受入体制の連携を図った。 #7119開始に伴い、普及啓発を行った。</p>	【活動指標】 救急医療対策部会開催回数（回）	2	4	200%	●事業の成果 ・救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診について普及啓発を行うことができた。 ・再構築した救急医療情報システムの運用を令和6年度より開始することで、救急医療施設の応需情報や搬送受入状況のよりリアルタイムな情報を提供することができ、救急隊の迅速な救急患者搬送先決定に寄与するとともに、救急医療施設の救急受入体制の連携につながる。
			1,723	478	3,943		2	1	50%		
			1,147	835	3,940		1				
		R5-7	—	—	—						
		医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、保健所、市町、県民					
	6	感染症予防対策事業	43,415	20,312	22,594	<p>●事業内容 感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果を県民や医療関係者等へ提供し、感染症に対する有効かつ正確な予防・診断・治療にかかる対策を図り、総合的な感染症対策を推進する。また、次の感染症の発生・蔓延に備えるため、新興感染症へ対応する病床等を確保する。</p> <p>●実施状況 長崎県内の感染症発生状況を週報52回＋月報12回の計64回、県感染症情報センターから発信した。また、感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動を通じて感染症の予防を図った。 また、感染症法に基づき県内病院・診療所等の医療機関と協定を締結した。</p>	【活動指標】 定点医療機関からの情報収集（回）	64	64	100%	●事業の成果 ・令和6年度は、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）が散発事例（長崎市、佐世保市を除く）として23件発生しているものの集団感染事例は発生していない。引き続き正しい手洗い方法等の普及啓発を行ったことで、感染拡大の防止につながった。 ・令和6年度は、新興感染症の発生に備え508の医療機関とその役割に応じた協定を締結した。病床については、107の医療機関と協定を締結し、ほぼ目標の病床数を確保することができた。
			172,940	87,420	23,258		64	64	100%		
			74,239	34,421	23,240		64				
		H11-	—	—	—						
		地域保健推進課	○	—	—	医療機関、保健所、市町、県民				●事業の成果 ・事業群の目標達成への寄与 ・感染症についての普及啓発等の対策を講じることで県民の感染症予防意識の醸成等に寄与し、医療機関と協定を締結することで新興感染症へ備えた。	

取組項目 i	7	結核予防対策事業	10,900	8,260	1,030	<p>●事業内容 ・結核患者の管理健診及び患者の接触者に対する健診の実施 ・普及啓発活動（広報、高齢者施設従事者等への啓発等）</p> <p>●実施状況 ・管理健診実施率：100% 接触者健診受検率：98.9% ・普及啓発活動：結核予防週間における広報誌への掲載、ポスター等の掲示、高齢者施設職員等への講話の実施</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項</p>	【活動指標】 接触者健診受診率（%）	100	100.0	100%	<p>●事業の成果 ・確実な接触者健診（受診率：98.9%）や管理検診（受診率：100%）を実施し、結核まん延防止を図った。また、継続した結核患者の早期受診・早期診断の地域連携体制の整備に努め、重点的に活動を行った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・早期発見、早期治療により、感染の拡大が抑えられ感染者の減少につながることで、り患率の減少に寄与した。</p>	
			11,399	7,791	4,731		100	98.9	98%			
			16,045	11,765	4,727		100					
			S61-				【成果指標】 新規結核患者罹患率（人口10万人対）					
			地域保健推進課				10未満	9.6	100%			
		肝炎対策事業費	○	—	—	結核患者、健診対象者	10未満					
			16,033	8,326	3,064	<p>●事業内容 肝炎の早期発見のため、肝炎ウイルス無料検査を医療機関に委託し、利便性の向上を図り、もって県民の受診機会の拡大を図る。また、肝炎患者及び医療関係者等への情報提供等の支援対策を実施する。</p> <p>●実施状況 肝炎ウイルス検査を保健所や委託医療機関にて実施。また、検査にて陽性となった者への受診勧奨等のフォローアップを行い、早期治療の促進を図った。肝疾患診療地域連携体制強化事業として、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎医療コーディネーター養成研修会をハイブリッド形式にて開催。県民にコーディネーターの配置先を周知するため、HPで公表を行った。例年行っている市民公開講座は、申込不要のオンデマンド配信も行い、YouTubeで視聴可能することで、より多くの県民へ正しい肝炎知識の普及啓発を行った。</p> <p>肝炎基本法第4条及び感染症対策特別促進事業</p>	【活動指標】 R5：検査受検者数（人）	1,200	761	63%	<p>●事業の成果 ・無料の肝炎ウイルス検査受検者数は、694名となり、昨年度より減少。受検者のうち陽性者へフォローアップを実施し、早期治療につなげた。</p> <p>また、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎コーディネーター養成研修会を実施。新たに51名が認定を受けた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・肝炎ウイルス検査の実施とフォローアップにより、早期発見、早期治療につなげることで、重症化の予防に寄与した。</p>	
			13,625	7,584	3,942		62	54	87%			
			16,006	7,113	3,939		62					
			H19-				【成果指標】 R5：検査で陽性となった方の医療機関受診率（%）					
			地域保健推進課				95	100	105%			
			○	—	—		3.9	算定中	—			
		9	がんとともに生きる事業	60,599	30,579	15,318	<p>●事業内容 県がん対策推進計画に基づき、県内のがん検診の精度向上及びがん診療の水準向上や均てん化の推進を図る。</p> <p>●実施状況 質の高いがん医療の提供体制確保のため、がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修実施や、がん患者の相談支援の体制整備、妊娠性温存療法等にかかる医療費助成を行った。また市町や医療機関へのがん検診精度管理等にかかる研修会実施や、がん検診受診率向上のための普及啓発等を実施した。</p> <p>がん対策基本法 がん登録等の推進に関する法律 健康増進法第16条 長崎県がん対策推進条例</p>	【活動指標】 がん医療従事者研修会の開催回数（回）	42	43	102%	<p>●事業の成果 ・県内のがん診療の水準向上や均てん化に寄与した。また、がん患者に対する支援の充実が図られた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・がん診療の連携強化や患者の相談支援体制の充実等、効率的かつ持続可能な医療体制の推進に寄与した。</p>
			55,572	30,139	7,884	42	58	138%				
			62,051	31,025	7,878	42						
			R3-				【成果指標】 がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の減少（人口10万対）					
			医療政策課				70	68.5	102%			
			—	—	—	66.8	未公表	—				
		10	障害者歯科診療・休日歯科診療事業	20,000	20,000	766	<p>●事業内容 障害者等の歯科医療を確保するため、障害者歯科診療及び休日歯科診療を実施し、県民の口腔衛生の維持向上を図る。</p> <p>●実施状況 長崎県歯科医師会に委託し、障害者の歯科診療及び休日における歯科診療の確保を行った。</p>	【活動指標】 障害者歯科診療の診療日数（日）	194	184	94%	<p>●事業の成果 ・長崎県口腔保健センター歯科診療所を核として、歯科診療車を活用した地域での巡回歯科診療により、障害者歯科診療の充実を図った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・県内の障害者歯科医療体制の確保に寄与した。</p>
			20,485	20,485	789	196	181	92%				
			18,000	18,000	788	196						
			S60-				【成果指標】 障害者歯科診療の受診者数（人）					
			国保・健康増進課				2,762	2,331	84%			
			—	—	—	2,734	2,419	88%				
			県民				2,676					

取組項目	11	精神科救急医療体制整備事業費	45,918	23,291	1,532	<p>●事業内容 精神科救急医療センター（県精神医療センター内）において、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れや、精神障害者又は家族等からの医療相談に対応する。また、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行う。併せて、休日等の6医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行う。</p> <p>●実施状況 精神科救急医療センター（県精神医療センター内）において、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れや、精神障害者又は家族等からの医療相談に対応する。また、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行った。併せて、休日等の6医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行った。</p>	<p>【活動指標】 情報センター対応件数（件）</p> <table border="1"> <tr><td>数値目標なし</td><td>1,009</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td>1,178</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	数値目標なし	1,009	—	数値目標なし	1,178	—	数値目標なし	—	—	<p>●事業の成果 ・個々の相談に応じた医療機関の紹介や受診援助に関する適切な情報提供を行い、救急時に精神科の受診が可能となった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・県内の精神科救急医療体制の確保に寄与した。</p>
数値目標なし	1,009	—															
数値目標なし	1,178	—															
数値目標なし	—	—															
49,351	28,190	3,154															
51,284	25,483	3,152															
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11	H19-																
障害福祉課	○	—	—	精神科急性期患者等													
取組項目	12	予防接種対策事業費	48	48	1,540	<p>●事業内容 骨髄移植等の造血間細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方へ再接種費用の助成を行う市町に対し、県が助成（1/2助成）を行う。</p> <p>●実施状況 令和6年度には、長崎市、諫早市、平戸市および長与町より本事業による補助金交付申請があり、助成を行った。</p>	<p>【活動指標】 精神科救急医療センターでの対応件数（入院・外来）（件）</p> <table border="1"> <tr><td>数値目標なし</td><td>139</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td>151</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	数値目標なし	139	—	数値目標なし	151	—	数値目標なし	—	—	<p>●事業の成果 ・令和6年度までに19市町で助成制度を創設した。残る2市町のうち1市は令和7年度創設予定。残る1町は制度創設に関して検討中。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・骨髄移植等の造血間細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方への再接種を推進することにより、感染症の発生予防に寄与した。</p>
数値目標なし	139	—															
数値目標なし	151	—															
数値目標なし	—	—															
171	171	789															
513	513	788															
—	—	—	市町														
R4-	地域保健推進課	—	—	—													
取組項目	13	誰一人取り残さないがん対策事業	9,872	5,333	7,884	<p>●事業内容 県がん対策推進計画（第4期）に基づき、働く世代や若年層の受診定着を図るため、がん検診のWEB予約システムの環境整備やターゲットごとの受診勧奨等周知啓発を行う。また、若年がん患者の療養支援等を行う。</p> <p>●実施状況 市町のがん検診集団検診のWEB予約が可能となるよう健康事業団へ助成を行った。また、県内2大学で、子宮頸がんにかかる講座及び検診を実施した。</p>	<p>【活動指標】 職域、学生等に対する出前講座等の実施回数（回）</p> <table border="1"> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>●事業の成果 ・5市町のがん集団検診についてWEB予約システムの環境整備を図った。また、職域や大学生等へがんの正しい知識やがん検診受診啓発にかかる出前講座等を実施した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・ターゲットごとの受診啓発や受診しやすい環境整備を行うことによりがん検診受診率を向上させ死亡率低下に寄与する。</p>
—	—	—															
—	—	—															
—	—	—															
13,538	6,931	7,878															
—	—	—															
R6-8	—	—	—														
医療政策課	—	—	—	健康事業団、がん検診を行う市町、医療機関、県民													
取組項目	14	循環器病対策事業	10,950	5,475	3,942	<p>●事業内容 脳卒中、心臓病等の循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、専門的な知識を有し、県内の情報提供、相談支援等の中心的な役割を担う「脳卒中・心臓病総合支援センター」を設置する。</p> <p>●実施状況 県内の循環器診療の拠点となる長崎大学へ「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の設置を委託した。</p>	<p>【活動指標】 県民公開講座の開催回数（回）</p> <table border="1"> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>100%</td></tr> <tr><td>1</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	—	—	—	1	1	100%	1	—	—	<p>●事業の成果 ・センターにて循環器病患者及び家族等の相談支援を実施のほか、県民に対し、疾病の正しい情報の周知や、医療従事者向けのセミナー開催等を実施した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・県民に対する疾病対策の啓発及び循環器病診療の均てん化により死亡率低下に寄与する。</p>
—	—	—															
1	1	100%															
1	—	—															
10,950	5,475	3,939															
—	—	—															
R6-	—	—	—														
医療政策課	—	—	—	長崎大学病院													
取組項目	15	救急安心センター事業（#7119）	13,930	7,330	3,942	<p>●事業内容 急病やけがの場合に、病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきかを住民が電話で相談できる窓口を運営する。</p> <p>●実施状況 令和6年8月から事業を開始し、相談を受け付けている。</p>	<p>【活動指標】 電話相談件数（件）</p> <table border="1"> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>11,000</td><td>14,406</td><td>130%</td></tr> <tr><td>20,000</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	—	—	—	11,000	14,406	130%	20,000	—	—	<p>●事業の成果 ・相談窓口を開設した結果、令和6年度は想定を上回る14,406件の相談に対応を行った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・相談者に対し適切な助言を行うことにより、救急車の適正利用及び医療機関の適正な受診に寄与した。</p>
—	—	—															
11,000	14,406	130%															
20,000	—	—															
25,474	12,974	3,939															
—	—	—															
R6-	—	—	—														
消防保安室	—	—	—	県民													

○ 16	薬務行政費	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3	96,536	89,608	13,020	<p>●事業内容 流通している無承認無許可医薬品（医薬品成分を含む健康食品）の買上検査や各種公報活動を実施するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図る事業を行う。 災害時に備え、備蓄医薬品の更新や災害薬事コーディネーターの養成・資質向上を図る。</p> <p>●実施状況 流通している無承認無許可医薬品（医薬品成分を含む健康食品）の買上検査を実施した。 ジェネリック医薬品を使用促進するための協議会及び研修会を開催した。 災害備蓄医薬品を購入し適正備蓄を行ったほか、県薬剤師会等と連携して災害薬事コーディネーターの資質向上のための研修会を行った。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>【活動指標】</th> <th>20</th> <th>20</th> <th>100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の買上げ調査（検体数）</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【活動指標】	20	20	100%	無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の買上げ調査（検体数）	20	15	75%		20			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>【活動指標】</th> <th>1</th> <th>1</th> <th>100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害薬事コーディネーター養成・資質向上研修会の開催回数（回）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【活動指標】	1	1	100%	災害薬事コーディネーター養成・資質向上研修会の開催回数（回）	1	1	100%		1			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>【成果指標】</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無承認無許可医薬品による健康被害者数（人）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【成果指標】	0	0	100%	無承認無許可医薬品による健康被害者数（人）	0	0	100%		0			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>【成果指標】</th> <th>32</th> <th>40</th> <th>125%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害薬事コーディネーター候補者数（人）</td> <td>32</td> <td>40</td> <td>125%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【成果指標】	32	40	125%	災害薬事コーディネーター候補者数（人）	32	40	125%		32			<p>●事業の成果 ・買上調査や県ホームページによる注意喚起などを実施した結果、県民の健康被害の未然防止に繋がった。また、協議会を中心とした取組みにより、ジェネリック医薬品の普及率向上に寄与した。 ・災害薬事コーディネーターの養成研修を行い、コーディネーターの資質向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。</p>
【活動指標】	20	20	100%																																																								
無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の買上げ調査（検体数）	20	15	75%																																																								
	20																																																										
【活動指標】	1	1	100%																																																								
災害薬事コーディネーター養成・資質向上研修会の開催回数（回）	1	1	100%																																																								
	1																																																										
【成果指標】	0	0	100%																																																								
無承認無許可医薬品による健康被害者数（人）	0	0	100%																																																								
	0																																																										
【成果指標】	32	40	125%																																																								
災害薬事コーディネーター候補者数（人）	32	40	125%																																																								
	32																																																										
S40-																																																											
薬務行政室	○	—	—	販売業者、県民等																																																							
取組項目 ii	献血及び骨髄移植推進費	献血及び骨髄移植推進費	4,056	4,056	8,418	<p>●事業内容 献血者が減少する中、血液製剤の安定供給に必要な血液量を確保するため、市町、日本赤十字社長崎県支部、長崎県赤十字血液センター等の関係者やボランティア団体と連携し、キャンペーン等の各種普及啓発に取り組み献血者を確保する。 また、血液製剤は人の血液からつくられ、ウイルス等の混入による感染リスクがあるため、安定的な供給とともに安全性も求められる。</p> <p>●実施状況 献血功労者表彰式をはじめとする各種イベントを実施し、献血の普及啓発を行った。また、若年層への普及啓発のため、県内の高校生を対象とした献血普及CMコンテストを開催したほか、昨年度の優秀作品を動画共有サービスやラジオ等の広報媒体で活用した。さらに、骨髄ドナー登録者を増やすため、商工団体等に対して骨髄ドナー休暇制度導入の働きかけを行うとともに、骨髄等移植の推進を図るため、骨髄等移植ドナー支援制度による3市町へ補助を行った。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>【活動指標】</th> <th>1</th> <th>1</th> <th>100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若年層啓発イベントの開催回数（回）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【活動指標】	1	1	100%	若年層啓発イベントの開催回数（回）	1	1	100%		1			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>【成果指標】</th> <th>24,779</th> <th>24,794</th> <th>100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>献血確保目標量（L）</td> <td>24,125</td> <td>24,463</td> <td>101%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24,080</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【成果指標】	24,779	24,794	100%	献血確保目標量（L）	24,125	24,463	101%		24,080			<p>●事業の成果 ・市町や血液センターと連携し、「はたちの献血キャンペーン」等の各種普及啓発活動を実施した結果、若年層を含む県民の献血への理解促進につながり、献血量は確保目標を100%達成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・輸血用血液製剤の安定供給に寄与した。</p>																										
【活動指標】	1	1	100%																																																								
若年層啓発イベントの開催回数（回）	1	1	100%																																																								
	1																																																										
【成果指標】	24,779	24,794	100%																																																								
献血確保目標量（L）	24,125	24,463	101%																																																								
	24,080																																																										
S39-																																																											
薬務行政室	○	—	—	県民																																																							
18	薬事監視指導費	薬事監視指導費	1,849	1,360	6,127	<p>●事業内容 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者の立入検査、監視指導を行う。また、毒物劇物の不適正な取扱いにより、県民の健康被害を及ぼすことがないよう、農薬危害防止運動期間を中心、毒物劇物営業者に対する講習会や立入検査を実施し、適切な取扱い等について指導する。</p> <p>●実施状況 薬局等を対象に目標どおり立入検査を実施した。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>【活動指標】</th> <th>500</th> <th>585</th> <th>117%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査数（箇所）</td> <td>500</td> <td>553</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【活動指標】	500	585	117%	立入検査数（箇所）	500	553	110%		500			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>【成果指標】</th> <th>6.4以下</th> <th>3.0</th> <th>100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違反率（%）</td> <td>5.6以下</td> <td>3.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5.0以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【成果指標】	6.4以下	3.0	100%	違反率（%）	5.6以下	3.4	100%		5.0以下			<p>●事業の成果 ・立入検査の違反率は3.4%と目標を達成している。違反施設に対しては継続的な指導を実施し、改善および再発防止の徹底を図ったことで、医薬品等の不適正管理による健康被害の未然防止に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。</p>																										
【活動指標】	500	585	117%																																																								
立入検査数（箇所）	500	553	110%																																																								
	500																																																										
【成果指標】	6.4以下	3.0	100%																																																								
違反率（%）	5.6以下	3.4	100%																																																								
	5.0以下																																																										
S40-																																																											
薬務行政室	○	—	—	薬業団体、医療関係者等、毒物劇物営業者、業務上取扱者等																																																							

19	麻薬指導取締費	745	745	7,659	<p>●事業内容 麻薬・向精神薬は医療の分野において必要不可欠である一方で、乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすことから、麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底するため、麻薬取扱者に対する立入検査や講習会を実施する。</p> <p>●実施状況 計画に基づく立入検査・講習会を実施した。</p>	【活動指標】 麻薬等講習会の開催回数(回)	12	11	91%	<p>●事業の成果 ・講習会を12回（100%）開催し、麻薬等の適正な取扱いについての普及啓発を行った。一方、立入検査の違反率は4.2%と目標を達成できなかったが、違反施設に対しては、継続的な指導により、改善および再発防止の徹底を図ったことで、麻薬等の不適正管理による不正流通の防止に繋がった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・麻薬等の適正な取扱いにより、県民の健康被害の未然防止に寄与した。</p>
		924	924	14,191		12	12	100%		
		1,106	1,106	14,180		12				
		麻薬及び向精神薬取締法第58条の38、大麻草の栽培の規制に関する法律第22条の3、覚醒剤取締法第32条								
	S28-									
20	毒物及び劇物指導取締費	198	198	1,532	<p>●事業内容 毒物劇物の不適正な取扱いにより、県民の健康被害を及ぼすことがないよう、農薬危害防止運動期間を中心に、毒物劇物営業者に対する講習会や立入検査を実施し、適切な取扱い等について指導する。</p> <p>●実施状況 計画に基づく立入検査・講習会を実施した。</p>	【活動指標】 毒物劇物講習会での講演回数(回)	5	3	60%	<p>令和6年度より薬事監視指導費へ統合</p>
		毒物及び劇物取締法第18条								
	S25-									
取組項目 ii	臓器移植対策事業	○	—	—	<p>●事業内容 臓器移植コーディネーターの設置費について助成を行い、連絡調整・普及啓発の委託を行う。</p> <p>●実施状況 グリーンライトアップやパネル展のほか、イベントでの普及啓発を行い、臓器提供・移植に対する県民の理解を深め、移植医療の推進を図った。</p>	【活動指標】 R5,6：臓器提供意思表示カード配布数(枚)	47,500	34,170	71%	<p>●事業の成果 ・イベントへの参加者の減少等により目標未達成となっているものの、中学校での出前講座や市民公開講座等を実施し、意思表示カードの配布の機会を確保し、臓器提供情報の増加へ繋げるための県民への普及啓発を実施することができた。</p> <p>・臓器提供はデリケートな問題であり、臓器提供情報の件数増加は難しい課題であるが、意思表示カードの配布等を行い、引き続き、臓器移植に関する意思表示機会の拡大を図っていく。</p>
		5,609	5,609	2,298		47,500	34,565	72%		
		5,630	5,630	2,366		R7-：講座・各種イベントでの啓発実施件数(回)	5			
		5,656	5,656	2,364						
	臓器の移植に関する法律第17条の2									
	S60-									
22	感染症対応力向上事業	○	—	—	<p>●事業内容 医療のひっ迫を避けるためには、高齢者施設内に感染症に対する療養を継続できる体制が重要となることから、地域の医療機関が、感染症発生時に高齢者施設と連携し、適正な対応ができるよう、感染症に精通した人材を育成し、地域の感染症対応力の向上を図る。</p>	【活動指標】 研修会開催回数(回)	40,000			<p>—</p>
		1,577	—	2,364		1				
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項								
		(R7新規)R7-8								
	地域保健推進課	○	—	—	<p>医療機関、保健所</p>	【成果指標】 研修会参加機関数(機関)	100			

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

#### i ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化

##### ●実績の検証及び解決すべき課題

- ・輪番で救急を担う病院の設備・施設整備の支援、救急医療協力病院へ補助を行うとともに、ドクターヘリについては、要請件数増加に伴う重複要請に対応するため、2機目の導入のための契約を締結したが、安全運航に万全を尽くす必要がある。
- ・休日、夜間に発生する精神科救急医療に対する体制整備は、現在、各保健所圏域で精神科輪番病院制で速やかな対応をしている状況であり、課題となっている平日夜間の救急や身体合併症のある精神科救急患者への対応については、引き続き、精神科医・一般科医・警察・消防等との関係機関と連携を図りながら、精神障害者の救急医療が適かつ効率的に提供されるよう検討を行っていく必要がある。
- ・市町単独では障害者歯科診療の確保は困難と思われるため、県により事業を実施しているが、市町と連携して地域の障害者歯科診療のニーズの把握に努め、そのニーズに対応していく必要がある。また、障害者支援施設での障害者歯科診療に対する施設関係者への理解醸成を図ることが課題である。
- ・大規模災害等への体制整備を図るため、DMAT等の養成や広域搬送拠点臨時医療施設（SCU：長崎空港）における円滑な運用体制の構築が課題である。
- ・集団感染リスクが高い感染症の発生時においては、保健所による患者調査と接触者の調査によって、早期探し、感染者には受診勧奨、除菌確認を行い、まん延防止を図っている。なお、保健所による集団生活施設を重点とした衛生教育等により、集団感染の防止に引き続き努めていく必要がある。
- ・新興感染症発生時に備え、平時において医療提供体制や療養体制の確保のほか、人材育成、必要物品の備蓄等準備しておく必要がある。
- ・長崎県の結核の現状として、罹患率は減少傾向にあるものの減少率は低下し横ばいにある。結核患者を早期発見し、確実に治療を行うことは結核の罹患率を下げるに繋がっていく。長崎県の結核患者の8割が高齢者であり、高齢者結核対策を進めていくことが重要である。県内での集団発生事例は近年ないが、主な感染経路は高齢者の過去の感染によるものが多く、加齢に伴う免疫力の低下に伴い発症している事例が多いため、高齢者施設等をターゲットとして啓発活動や県が作成した「高齢者施設における結核早期発見のためのリーフレット」の活用を促していく必要がある。
- ・肝炎ウイルス検査受検者数は年々減少傾向にあることから、潜在的な未受検者のさらなる掘り起こしを行い、検査受検者数を維持するため、対応を検討していく必要がある。また、陽性者に関しては、フォローアップ（受診勧奨）を行うことで医療につなげ、治療が必要ない方に対しても継続的にフォローアップを実施していく必要がある。

##### ●課題解決に向けた方向性

- ・県、市町、医療機関等が協議・連携を行い、救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討のうえ、体制の整備を図ることとする。ドクターヘリについては、2機目の運航を予定どおりに開始するとともに、安全対策を十分に行う。
- ・障害者歯科診療は県歯科医師会が構築する障害者協力医制度と連携し、地域の障害者歯科診療体制の充実を図っていく。また、令和7年度から障害者支援施設歯科保健医療サポート事業を実施し、施設入所者の口腔状態を把握するとともに、施設関係者に対し歯科保健への理解醸成を図っていく。
- ・DMAT養成研修や技術向上研修を開催すると共に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の円滑な運用に向けたDMAT等参加訓練を継続しながら、当該施設の定期点検等を行う。
- ・引き続き感染症対策の基本である手洗いやマスク着用などの啓発を積極的に行っていくとともに、関係機関と連携を図りながら感染者の早期発見などに取組み、感染症のまん延防止に努める。
- ・高齢者が集団的生活をする施設や医療機関、結核の定期健康診断を行っている市町などに対し、結核健診の実施や有症状時に早期発見できるよう現状の啓発活動の更なる推進を図る。
- ・医療機関との協定締結を維持し、また協定締結医療機関等が感染症発生時に応できるよう人材を育成する必要がある。また、特措法に基づき、感染対策に必要な個人防護具の備蓄を行う。
- ・平成30年度から取り組んでいる肝炎医療コーディネーターの養成について、コーディネーター配置先の公表を行い、県民に周知することでコーディネーターの活動促進を図る。また、各市町や肝疾患専門医療機関等への配置を推進するため、養成研修会への参加を促し、正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の未受検者への働きかけを推進する。また、保健所など関係機関と情報共有し、陽性者のフォローアップを継続的に実施する。

#### ii ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化

##### ●実績の検証及び解決すべき課題

- ・薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査等を行い、「不適」とされた施設については重点的に監視を行い、再発防止策の徹底を指導し、その後の改善を確認するとともに、無承認無許可医薬品の買上調査や注意喚起などを実施し、健康被害の防止に努めた。また、認定薬局制度については、令和7年3月時点で36薬局を認定しているが、全国平均を下回っている状況である。地域包括ケアシステムを深化させ、関係機関と連携し地域医療を更に推し進めるためには、さらなる整備促進を図っていく必要がある。
- ・輸血用血液の安定供給に必要な献血量は、献血確保目標量のとおり確保することができた。また、少子高齢化が進展する中で、将来を担う若年層の献血協力が不可欠であるため、引き続き、若年層を中心とした献血協力の啓発活動を実施する必要がある。
- ・骨髓ドナー登録者数を安定確保するため、ドナー登録説明員等のボランティア育成等を行い、登録会の開催を増やしていく必要がある。また、骨髓ドナー登録者が骨髓を提供しやすい環境を整備するため、企業団体におけるドナー休暇制度導入が必要である。

##### ●課題解決に向けた方向性

- ・認定薬局制度については、関係団体との連携により、効果的な対策等を検討したうえで、認定申請の増加による地域連携薬局等の整備促進につなげていく。
- ・献血については、市町、血液センター及び教育庁と連携し、高校生献血普及CMコンテスト等の実施により、若年層を中心とした啓発活動を継続して行っていく。また、個別に高等学校を訪問し、校内献血及び献血セミナー実施に向けた働きかけを実施する。
- ・骨髓ドナー登録に必要な説明員を確保するため、説明員の養成等研修会を開催する。また、骨髓ドナー登録者が骨髓提供をしやすい環境を整備するため、関係団体を通じて、事業者に対してドナー休暇制度導入の働きかけを行っていく。

#### 4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「ー」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
					見直しの方向	
取組項目i	○ 1	ドクターヘリ運営事業費	令和7年度からのドクターヘリ2機体制に向け、基地病院や関係機関との連携及び協議を進めるとともに必要資機材の整備等を行う。	⑨	ヘリ出動中で救急搬送要請に対応できなかつた約155件/年（R6実績）及び高齢化に伴い、年々増加する救急搬送要請（2035年まで増加見込み）に対応するため、令和7年度からドクターヘリの2機目を運航予定。2機体制に必要な資機材の整備等を行う。	拡充
		H18-	ー		ー	現状維持
		医療政策課	ー		医療計画、地域医療構想を推進していくための協議の場として引き続き保健医療対策協議会等を活用していく。	現状維持
	2	保健医療対策費	ー	ー	救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討していく。	現状維持
		H16-	ー		ー	現状維持
		医療政策課	ー		ー	現状維持
	3	第二次救急医療体制整備費	ー	ー	救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討していく。	現状維持
		S63-	ー		ー	現状維持
		医療政策課	ー		ー	現状維持
	4	広域災害・救急医療情報システム費	県内における災害研修・訓練を充実させるため、企画・立案を行うDMATインストラクターの養成のため、資格取得支援事業を新たに追加した。 救急医療情報システムについては、令和6年度から新たなシステムを運用開始し、安定的・効果的な運用を図った。	②	DMATインストラクターの資格取得の研修等を受講してもらうため、希望者に直接、事業案内を行う等の工夫を行い、資格取得者を増加させていく。また、長崎県災害医療ロジスティクス検討部会と連携し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の展開訓練を行い、その円滑な運用に向けたDMAT等参加訓練を継続しながら、当該施設の定期点検等を行う。なお、広域災害医療情報システムを用い、県内の災害に対して脆弱性を有する病院のリスト化に取り組む。加えて、救急医療情報システムについては、引き続き安定的・効果的なシステム運用を図っていくとともに、確実な情報入力を医療機関等に働きかけていく。	改善
		H11-	ー		ー	改善
		医療政策課	ー		ー	改善
	5	持続可能な医療体制確保事業	救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診を促進するため、令和6年度より開始された#7119（救急安心センター事業）と#8000（子ども医療電話相談センター）の連携を検討し、さらなる救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診を促進する。	②	#7119（救急安心センター事業）と#8000（子ども医療電話相談センター）の連携を検討し、さらなる救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診を促進する。	改善
		R5-7	ー		ー	改善
		医療政策課	ー		ー	改善
	6	感染症予防対策事業	改正感染症法により改定した感染症予防計画に基づき、新興感染症発生・まん延時における確実な医療提供のため医療機関等と協定を締結する、研修・訓練を実施する等の取組を進めていく。令和7年度は令和6年4月に改定された新型インフルエンザ等特別措置法に基づき新たな衛生資材の備蓄体制を確立し、マスク等の備蓄を開始した。	②	引き続き、令和7年度に施行された感染症の発生動向調査の変更に対応しながらを行いながら、感染症についての普及啓発や感染防止対策の周知等の対策を講じることで、県民の感染症予防意識の醸成等に寄与する。 さらに、令和5年度に改定した予防計画や、その目標値に基づき、平時から、次の感染症危機に備えた医療提供体制や療養体制の確保、人材育成、必要な物品の備蓄等を行い、計画の進捗を管理していく。また、令和7年度はR6.4に改定された新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、新たに衛生資材の備蓄体制を確立し、マスク等の備蓄を開始する。	拡充
		H11-	ー		ー	拡充
		地域保健推進課	ー		ー	拡充
	7	結核予防対策事業	令和6年度は、結核予防技術者地区別講習会を開催し、結核対策に従事する関係者の技術の向上を図ることができた。今年度、各保健所が適切に対応できるよう保健所対応マニュアルを改訂予定。引き続き、県民に対する結核の正しい知識の普及を目的に、県内市町等と連携し、普及啓発活動を行っていく。	②	引き続き、従事する保健所職員の技術の向上を図り、県民に対して結核の正しい知識の普及や疫学調査及び結核菌分子疫学的調査の解析結果等をもとに結核の伝播経路等の検証を行い、効果的な結核対策を行う。加えて、結核患者への適切かつ確実な服薬支援を実施し、感染の拡大・薬剤耐性菌の出現を防止する。 また、県内市町等と連携し市町の広報誌や結核・呼吸器感染症予防週間（9月24日～29日）に係るチラシやポスターを配布し、結核定期健康診断の受診率の更なる向上を図る。	改善
		S61-	ー		ー	改善
		地域保健推進課	ー		ー	改善

取組項目 i	8	肝炎対策事業費	肝炎医療コーディネーター育成のため、肝疾患診療拠点病院である長崎医療センターとの連携についてより一層の強化を図り、研修方法の検討等実施していく。また、肝炎ウイルス検査で陽性となった方を医療機関での定期的な検査や適切な治療に繋げるため、肝炎ウイルス検査委託医療機関への研修を実施する。さらに、各県立保健所と連携し対象者に対し更なるフォローアップ（受診勧奨）を行う。	②	肝炎ウイルス検査委託医療機関の意識づけを行うことや長崎医療センターと連携し、肝炎医療コーディネーターの養成のために研修会を実施し、関係機関への配置促進や、肝炎医療コーディネーターの配置機関の公表をおこなうことで、県民の正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の促進・早期発見・早期受診につなげていく。 肝炎ウイルス検査陽性者のフォローアップ（受診勧奨）に関しては、引き続き各保健所と連携し、継続的に定期検査を受検するようフォローアップを行う。	改善
		H19-				
		地域保健推進課				
取組項目 i	9	がんとともに生きる事業	第4期がん対策推進計画におけるがん受診率60%の目標達成に向け、検診実施主体である市町のほか、協力協定締結企業や関係団体等と連携強化し、各市町のがん検診予約先等の周知など、具体的な受診行動に繋がるよう更なる普及啓発を推進する。	②	市町や協力協定企業、事業主等関係者、がん拠点病院等と意見交換をしながら、効果的な検診受診率向上対策の実施や、がん患者の相談支援体制を構築する。	改善
		R3-				
		医療政策課				
取組項目 i	10	障害者歯科診療・休日歯科診療事業	口腔保健センター歯科診療所で実施している休日歯科診療については、受診者の減少等の理由から令和6年度をもって廃止し、障害者の歯科医療体制の確保に向け、障害者支援施設歯科保健医療サポート事業（1-1-8-②健康長寿対策の推進）を新規で実施している。	②	障害児・者の歯科医療体制を確保するため県歯科医師会と連携しながら、より一層効果的な事業の在り方を検討していく。	改善
		S60-				
		国保・健康増進課				
取組項目 i	11	精神科救急医療体制整備事業費	—	—	活動指標、成果指標ともに前年度と同水準で推移しており、長崎県精神科救急情報センターの目的である個々の相談業務に応じ医療機関の紹介や受診援助に関する情報提供等が適切に行われている。引き続き休日夜間、及び平日夜間について継続していく。	現状維持
		H19-				
		障害福祉課				
取組項目 i	12	予防接種対策事業費	—	②	令和6年度までに、再接種費用の助成制度創設自治体が19市町に拡大した。引き続き、目標の県内21市町を目指し、実施意向を示していたが制度未設置の市へ働きかける。	改善
		R4-				
		地域保健推進課				
取組項目 i	13	誰一人取り残さないがん対策事業	子宮頸がんの普及啓発等、若年層をターゲットにした普及啓発及び働く世代をターゲットとしたがん検診受診啓発のほか、仕事と治療の両立支援等にかかるチラシ等を作成のうえ、関係機関と連携し効果的な周知啓発に取り組む。	②	各市町や協会けんぽ等と連携し、より効果的な検診受診率向上対策を検討し周知啓発の強化を図る。	改善
		R6-8				
		医療政策課				
取組項目 i	14	循環器病対策事業	県民公開講座等の実施と併せ、各地域の中核病院とも連携した相談窓口の開設等、患者を主体とした取組を促進するとともに、更なる医療機関連携の促進を図る。	②	県民への疾患や予防にかかる情報提供のみならず、各地域の医療機関の診療及び患者支援機能の向上をさらに図るため、地域の病院、かかりつけ医との連携強化を図る。	改善
		R6-				
		医療政策課				
取組項目 i	15	救急安心センター事業(#7119)	—	—	令和6年度中の相談件数は、14,406件で想定を上回る相談があり、また、病気やケガの状況に応じ、「救急車を呼ぶべき」、「今すぐの受診」、「経過観察」など、適切な対応を助言することで、救急車や救急医療機関の適正利用の促進と、県民の安心安全の向上に繋がっているものと考えている。 引き続き、県民の皆様に広くご利用いただけるよう、市町と協力して事業を継続していく。	現状維持
		R6-				
		消防保安室				

取組項目 ii	○ 16	薬務行政費	地域連携薬局等の整備促進を図るため、県薬剤師会と連携し、認定申請が少ない要因、課題等を整理し、効果的な対策等を検討したうえで、認定申請の増加に向けた取り組みを推進する。	②⑥	関係機関と連携し地域医療を推進するため、在宅医療等に対応できる地域連携薬局等の整備促進を図るとともに、無承認無許可医薬品の買上調査等を継続して実施し、県民の健康被害の防止に努めていく。 国の後発医薬品の使用促進に関する数値目標を踏まえ、関係団体等から構成される協議会の中で検討・協議を行なながら、継続して施策に取り組む。 災害薬事コーディネーターが有事の際に各地域の実情に応じて対応できるよう、近年発生した大規模災害の教訓・知見を踏まえ、関係団体等と連携して、研修内容の充実を図りながら、継続してコーディネーターの資質向上を図っていく。	改善
		S40-				
		薬務行政室				
	17	献血及び骨髓移植推進費	令和6年度に引き続き、若年層に対する献血推進活動の取組として、血液センターと連携し、高等学校を個別に訪問し、校内献血及び将来の献血行動の契機となるよう「献血セミナー」開催についての働きかけを行う。また、骨髓ドナー登録に必要な説明員の養成研修会について、より多くの方に参加してもらうため、開催方法・場所等の見直しを検討したうえで実施する。	②⑤⑥	血液の安定供給を確保するため、引き続き関係機関と連携し、高校生を中心とした若年層に対する献血普及啓発活動を継続していく。また、将来の献血者を安定的に確保するため、新たに中学生へ向けた献血普及啓発活動についても検討していく。 骨髓ドナー登録者を安定的に確保するため、骨髓ドナー登録に必要な説明員の育成・確保や骨髓ドナー登録者が骨髓提供をしやすい環境整備を継続して実施していく。	改善
		S39-				
		薬務行政室				
	18	薬事監視指導費	—	②⑥	引き続き、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等への立入検査を通して、医薬品等の適正使用や安定供給の確保を図っていく。また、毒物劇物営業車に対しては、農薬危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取り扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく。	現状維持
		S40-				
		薬務行政室				
	19	麻薬指導取締費	麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底するため、麻薬等講習会の内容等をより充実させて実施する。	②	本事業は医療に必要不可欠な麻薬及び向精神薬を適正に使用し、乱用による弊害を防止することを目的としており、違反や重大な事故を防止するために継続して事業を実施する必要がある。	改善
		S28-				
		薬務行政室				
	20	毒物及び劇物指導取締費	—	—	令和6年度以降は、薬事監視指導費に統合し、農薬危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取り扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく。	統合
		S25-				
		薬務行政室				
	21	臓器移植対策事業	若年層への啓発を行うとともに、引き続き、幅広い年代への意思表示カードの配布を行い、意思表示の機会の拡大に努める。	②	臓器提供は継続的に行われており、臓器提供者とその家族、医療機関との連携が円滑に行われるために臓器移植コーディネーターの存在は不可欠である。臓器提供の情報は、多くが家族の承諾によるものであり、提供者本人の意思表示の携帯、臓器移植の理解について、これからも県民に普及啓発を継続する必要がある。また、臓器移植を円滑に行うため、臓器移植搬送マニュアルの見直しを検討するとともに移植医療情報担当者の研修会など実施し、移植医療連携強化を図る。	改善
		S60-				
		国保・健康増進課				
	22	感染症対応力向上事業	R7新規	②	令和7年度の事業実施状況等を基に、必要に応じて手法の見直しなどを検討しながら、引き続き事業を継続していく。	改善
		(R7新規)R7-8				
		地域保健推進課				

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点